設立認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
（令和８年３月13日受付分）

特定非営利活動法人幹

縦覧期間

令和８年３月13日（金）から
令和８年３月27日（金）まで

特定非営利活動法人幹定款

第１章　総則

（名称）
第１条　この法人は、特定非営利活動法人幹という。

（事務所）
第２条　この法人は、主たる事務所を兵庫県三木市自由が丘本町３丁目５０番地に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）
第３条　この法人は、障害者が地域社会の中で自立した生活を送るための福祉サービスを提供し、障害者の生活と権利の保障に寄与すること、そして障害者の家族の負担を軽減し、地域が障害者の生活を支える社会の形成に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）
第４条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。
(1)　保健、医療又は福祉の増進を図る活動
(2)　まちづくりの推進を図る活動
(3)　人権の擁護又は平和の推進を図る活動
(4)　子どもの健全育成を図る活動
(5)　職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
(6)　前各号に掲げる活動に準ずる活動として兵庫県の条例で定める活動

（事業の種類）
第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。
(1)　障害福祉サービス事業
(2)　障害児通所支援事業
(3)　障害者と地域住民との交流促進事業

第３章　会員

（会員の種類）
第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1)　正会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
(2)　賛助会員　この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

（入会）
第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。
２　会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
３　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）
第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）
第 ９ 条　会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。
(1)　退会の申し出があったとき。
(2)　本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
(3)　継続して１年以上会費を滞納したとき。
(4)　除名されたとき。

（退会）
第10条　会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

（除名）
第11条　会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数２分の１以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。
(1)　法令、定款に違反したとき。
(2)　この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）
第12条　既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第４章　役員及び職員

（種別及び定数）
第13条　この法人に次の役員を置く。
(1)　理事　３人以上10人以下
(2)　監事　１人以上３人以下
２　理事のうち、１人を理事長とする。

３　理事長以外の理事のうち、１人を副理事長とすることができる。

（選任等）

第14条　理事及び監事は、総会において選任する。

２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

（職務）

第15条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

２　理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

３　理事長以外の理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

４　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

５　監事は、次に掲げる業務を行う。

(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)　この法人の財産の状況を監査すること。

(3)　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)　前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)　理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第16条　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後２事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

３　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

４　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第17条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）
第18条　役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
(1)　心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）
第19条　役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の３分の１以下でなければならない。
２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（職員）
第20条　この法人に事務局長その他職員を置くことができる。
２　事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第５章　総会

（種別）
第21条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）
第22条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）
第23条　総会は、以下の事項について議決する。
(1)　定款の変更
(2)　解散
(3)　合併
(4)　事業報告及び決算
(5)　役員の選任又は解任及び報酬
(6)　入会金及び会費の額
(7)　会員の除名
(8)　その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

（開催）
第24条　通常総会は、毎事業年度１回開催する。
２　臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
(1)　理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
(2)　正会員総数５分の１以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3)　第15条第５項第４号に基づき監事から招集があったとき。

（招集）

第25条　総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、理事長が招集する。

２　理事長は前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第26条　総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

（定足数）

第27条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第28条　総会における議決事項は、第25条第３項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

２　総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

３　前２項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第29条　各正会員の表決権は平等なるものとする。

２　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第27条、前条第２項、次条第１項第３号及び第48条の規定の適用については、出席したものとみなす。

３　議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

（議事録）

第30条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　正会員の現在数

(3)　総会に出席した正会員の数（書面表決者及び電磁的方法による表決者並びに表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）

(4)　議長の選任に関する事項

(5)　審議事項

(6)　議事の経過の概要及び議決の結果

(7)　議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第６章　理事会

（構成）
第31条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）
第32条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。
(1)　事業計画及び予算並びにその変更
(2)　理事の職務
(3)　借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(4)　総会に付議すべき事項
(5)　総会の議決した事項の執行に関する事項
(6)　その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（開催）
第33条　理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
(1)　理事長が必要と認めたとき。
(2)　理事総数の２分の１以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
(3)　第15条第５項第５号に基づき監事から招集の請求があったとき。

（招集）
第34条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも３日前までに通知しなければならない。

（議長）
第35条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（定足数）
第36条　理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

（議決）
第37条　理事会における議決事項は、第34条第３項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。
２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決する

ところによる。

（表決権等）

第38条　各理事の表決権は平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において第36条及び次条第１項第３号の規定の適用については、出席したものとみなす。

３　議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

（議事録）

第39条　理事会の議事については､次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　理事の現在数

(3)　理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあってはその旨を付記すること。）

(4)　審議事項

(5)　議事の経過の概要及び議決の結果

(6)　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人２人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第７章　資産及び会計等

（資産の構成）

第40条　この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1)　設立当初の財産目録に記載された資産

(2)　入会金及び会費

(3)　寄附金品

(4)　事業に伴う収益

(5)　資産から生じる収益

(6)　その他の収益

（資産の管理）

第41条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第42条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（事業年度）
第43条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

（事業計画及び予算）
第44条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第45条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。
２　前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

（予算の追加及び更正）
第46条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）
第47条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）
第48条　この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の４分の３以上の議決を経、かつ、法第25条第３項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。
(1)　目的
(2)　名称
(3)　その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
(4)　主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
(5)　社員の資格の得喪に関する事項
(6)　役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
(7)　会議に関する事項
(8)　その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
(9)　解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
(10)　定款の変更に関する事項

（解散）
第49条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)　総会の決議
(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3)　正会員の欠亡
(4)　合併
(5)　破産手続開始の決定
(6)　所轄庁による設立の認証の取消し

２　前項第１号の事由により解散する場合は、正会員総数４分の３以上の承諾を得なければならない。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第50条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき残存する財産は、法第11条第３項に掲げる者のうち、解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

（合併）

第51条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告

（公告の方法）

第52条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府ＮＰＯポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章　雑則

（施行細則）

第53条　この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附　則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２　この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。
理事長　　野田　雄途
理　事　　高谷　愛子

同　　新田　麻紀
監　事　　森岡　宣佳

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第１項の規定にかかわらず、成立の日から令和９年５月31日までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

5　この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和９年３月31日までとする。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)　正会員

	個人	団体
①　入会金	０円	０円
②　年会費	３０００円	５０００円

(2)　賛助会員

①　入会金	０円	０円
②　年会費	１５００円	３０００円

役員名簿

特定非営利活動法人幹

役　名	ふりがな 氏 名	住所又は居所	報酬の 有　無
理事長	のだ　ゆうと 野田　雄途	[redacted]	有
理事	たかたに　あいこ 高谷　愛子	[redacted]	無
理事	にった　まき 新田　麻紀	[redacted]	無
監事	もりおか　のぶよし 森岡　宣佳	[redacted]	無

設立趣旨書

１　趣　旨

私は、令和２年８月から神戸市内で障害児を対象とした放課後等デイサービスの事業所を運営しています。開所からもうすぐ５年を迎える中で、知的障害・精神障害・身体障害を持った方の受入先が圧倒的に少ない状況に問題を感じるようになりました。特に兵庫県三木市や隣町の神戸市西区では、重症心身障害児を対象とした放課後等デイサービスすら皆無という状況です。

そこで、新たに三木市で知的障害・精神障害・身体障害・重度障害者・重症心身障害児を対象とした施設を立ち上げることを決意しました。

新たに立ち上げる施設で提供するサービスは、知的障害・精神障害・身体障害・重度障害者・重症心身障害児を対象とした生活介護、グループホーム及び放課後等デイービスを想定しています。施設の利用者はもとより、地域の雇用を創出し、働いている人にもできるだけ還元していく方針です。また、地域社会や行政とも連携していくため、運営主体は非営利組織であるＮＰＯ法人が相応しいと考えました。

生活介護では、障害者が地域で自立した生活を送れるような訓練を行い、身体機能や生活スキルの向上を図ります。グループホームは、家庭での生活が難しい障害者が共同生活を行い、地域社会の一員として生活できるように支援します。家族に頼らず自立生活を送るためのステップとなり、社会性やコミュニケーション能力を養います。

重症心身障害児を対象とした放課後等デイサービスは、専門的なケアを提供することにより、子どもたちの成長を促すとともに、家族の負担を軽減し、地域での生活を支える役割を果たします。

ＮＰＯ法人とすることにより、この活動を将来にわたって永続できるものとし、地域社会に広く貢献していきたい所存です。

２　申請に至るまでの経過

令和２年８月　合同会社うぃるで放課後等デイサービスかけはしを開所

令和７年９月　社員10名による設立総会開催

令和７年12月５日

特定非営利活動法人幹

設立代表者

氏名　野田　雄途

令和８年度事業計画書

特定非営利活動法人幹

１．基本方針

法人設立を機に、障害児通所支援事業所の運営を通じて培ってきたノウハウを活用し、知的障害、精神障害、身体障害、重度障害者及び重症心身障害児を対象とした支援施設の設置に向けて手続きを進めます。

２．特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容（具体的な事業内容）	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込（千円）
(1) 障害福祉サービス事業	－	－	－	－	－
(2) 障害児通所支援事業	障害児通所支援事業所の設置	通年	三木市自由が丘本町３－５０	７人	15,350
(3) 障害者と地域住民との交流促進事業	－	－	－	－	－

３．事業実施体制

(1) 会議に関する事項

① 通常総会　　５月

② 理事会　　年４回

(2) 事務局体制

管 理 者：　野田　雄途

施設職員：　大力　直人　　瀬尾　一輝　　野田　明子

令和９年度事業計画書

特定非営利活動法人幹

１．基本方針

令和８年度に立ち上げた知的障害、精神障害、身体障害、重度障害者及び重症心身障害児を対象とした支援施設を本格稼働させ、施設職員の増員、施設の認知度向上に向けた広報活動、提供するサービスの充実を図っていきます。

２．特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容（具体的な事業内容）	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込（千円）
(1) 障害福祉サービス事業	－	－	－	－	－
(2) 障害児通所支援事業	障害児通所支援事業所の設置	通年	三木市自由が丘本町３－５０	７人	25,300
(3) 障害者と地域住民との交流促進事業	－	－	－	－	－

３．事業実施体制

(1) 会議に関する事項

① 通常総会　　５月

② 理事会　　年４回

(2) 事務局体制

管 理 者：　野田　雄途

施設職員：　大力　直人　　瀬尾　一輝　　野田　明子

特定非営利活動法人幹

令和８年度活動予算書

（設立の日から令和９年３月31日まで）

（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ　経常収益			
１．受取会費			
正会員受取会費	30,000		
賛助会員受取会費	0		
受取会費計		30,000	
２．受取寄付金			
受取寄付金	0		
受取寄付金計		0	
３．受取助成金等			
受取地方公共団体助成金	0		
受取民間助成金	0		
受取助成金計		0	
４．事業収益			
(1) 障害福祉サービス事業	0		
(2) 障害児通所支援事業	15,350,000		
(3) 地域住民との交流促進事業	0		
事業収益計		15,350,000	
５．その他収益			
受取利息	0		
雑収入	0		
その他収益計		0	
経常収益計			15,380,000
Ⅱ　経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	12,000,000		
法定福利費	1,800,000		
人件費計	13,800,000		
(2) その他経費			
講師謝金	0		
消耗品費	300,000		
印刷費	50,000		
通信費	200,000		
保険料	600,000		
会場費	0		
会議費	100,000		
その他経費計	1,250,000		
事業費計		15,050,000	
２．管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		

科目	金額		
給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
消耗品費	0		
印刷費	0		
通信費	0		
旅費交通費	0		
光熱水費	0		
保険料	0		
会議費	0		
租税公課	0		
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			15,050,000
当期正味財産増減額			330,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			330,000

特定非営利活動法人幹

令和９年度活動予算書

（令和９年４月１日から令和10年３月31日まで）

（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ　経常収益			
１．受取会費			
正会員受取会費	30,000		
賛助会員受取会費	0		
受取会費計		30,000	
２．受取寄付金			
受取寄付金	0		
受取寄付金計		0	
３．受取助成金等			
受取地方公共団体助成金	0		
受取民間助成金	0		
受取助成金計		0	
４．事業収益			
(1) 障害福祉サービス事業	0		
(2) 障害児通所支援事業	25,300,000		
(3) 地域住民との交流促進事業	0		
事業収益計		25,300,000	
５．その他収益			
受取利息	0		
雑収入	0		
その他収益計		0	
経常収益計			25,330,000
Ⅱ　経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	15,000,000		
法定福利費	2,400,000		
人件費計	17,400,000		
(2) その他経費			
講師謝金	5,600,000		
消耗品費	100,000		
印刷費	700,000		
通信費	600,000		
保険料	0		
会場費	500,000		
会議費	0		
その他経費計	7,500,000		
事業費計		24,900,000	
２．管理費			
(1) 人件費			

科目	金額		
役員報酬	0		
給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
消耗品費	0		
印刷費	0		
通信費	0		
旅費交通費	0		
光熱水費	0		
保険料	0		
会議費	0		
租税公課	0		
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			24,900,000
当期正味財産増減額			430,000
前期繰越正味財産額			330,000
次期繰越正味財産額			760,000